

「現世界情勢下における日欧の課題 と日欧連携」 (国際通貨研究所セミナー)

2025年10月6日
元EU代表部大使
広島大学法学部客員教授
兒玉和夫

<プレゼン内容の目次>

1. 小職の英国及び大陸欧州との関係-----	3
2. 欧州で成立した国際政治-----	6
3. 戦後国際秩序原理の構築（「国益」と「普遍的価値」に動機づけられた「力」 の行使の時代の始まり）-----	7
4. 欧州連合(EU) 誕生の淵源-----	8
5. 欧州統合の開始と深化：「超国家的実在」への挑戦-----	9
6. 欧州連合(EU) の本質とは何か？ -----	17
7. 日EU関係の飛躍的发展-----	20
8. 結語：実務家の立場から-----	26

1. 小職の英国及び大陸欧州との関係

(1) 1976年～2020年までの44年半に及ぶ外交官人生において、欧州に4度、合計12年半在勤

(2) 1977年夏-79年夏：英国(Oxford大学) 留学⇒2つのエピソード

① “ **Fog in the Channel, Isolated the Continent !** ”

(1977年夏のCambridge Univ.における原体験⇒主権国家としての英の「national pride」は、大陸欧州諸国とは違う頑固さあり)

② “ **Japan is an Economic Giant but a Political Dwarf !** ”

(1970年代後半のOxford Univ. の試験問題⇒欧米世界は、冷徹に「吉田ドクトリン」を見抜いていた。

- 一方、我々日本人が心底考えなければならないことは、「武」なし、「文」のみをもって、「世界中で生起して止まない武力紛争に、日本は如何にして立ち向かうのか、日本にできる、なすべき貢献とは何かを考え抜き、答えを見出すことだった。
- 1991年の湾岸戦争を経て、PKO活動への自衛隊の参加、2015年には、平和安全法制の制定及び集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更が実現。「一国平和主義」⇒「積極的平和主義」へのTransformation

(3) 1988年夏~91年末：在英日本大使館勤務時代の忘れ得ぬエピソード

① 1988年9月20日サッチャー首相のブルージュ演説

“How Europeans explored and colonized –and yes, without apology-civilized much of the world” (欧州は世界を探検・植民地化した、謝罪するつもりはない、我々は、世界を文明化したのであるから)

“Over the centuries we have fought to prevent Europe from falling under the dominance of a single power.” (欧州を独裁・専制から守るために戦ってきた英国の矜持)

(4) 2013年夏から~16年夏：OECD代表部大使

① 2014年5月の閣僚理事会の議長国を担った (日本のOECD 加盟50周年の年に、1978年以来2度目となる議長国)

- 改革リストのトップのアジェンダは、世界の経済パートナーとのEPA交渉を加速化すること

- 日本が、EUをはじめ、多角的なEPA交渉を進めるのは単に関税を撤廃するためではない、新たな経済秩序を構築したいとの思いからであり、**日本とEUのEPAこそ、一日も早く成立させるべきだと考える**

(安倍総理の基調演説抜粋)

② 議長国大使として、開催準備プロセスをリードする際に、ロシアによるクリミア侵略/併合が起きる

→OECDは、2014年3月ロシアのOECD加盟プロセスを凍結

(2011年OECDヴィジョン宣言主文4：OECD加盟国は、引き続き、法の支配及び人権に基づく民主主義の諸価値や、開かれた、透明性のある市場経済原則の遵守を約束した国々からなる共同体を構成する→ロシアにその資格なし)

(5) 2016年夏~20年夏：在E欧州連合(EU)代表部大使としてブリュッセルに在勤

● 在EU代大使としての最重要の任務は二点

① 日EU経済連携協定交渉及び日EU戦略的パートナーシップ協定交渉妥結支援

→2013年に開始した交渉は、18年7月署名、19年2月1日発効

② 英国のEU離脱交渉を最前線でフォローし、日本の国益を確保する

→2017年3月交渉開始、20年2月1日離脱、同年12月「将来関係交渉」妥結

● 上記2つの任務遂行を通じて、主権国家ではない「政治経済統合体」としてのEUを、より深く、正しく理解。特に、英国のEU離脱は、「超主権国家的実在」というEUの本質を見極める貴重な機会となった。

● EUは常に進化を続けているだけに、EU統合の実相をはるか極東の地から正確に理解するのは至難の業。

● EUの原点は「経済」ではない、この点を正しく理解しない限り、欧州理解は皮相的なものに留まってしまう。そこで私は、欧州を中心に得た40年余の外交実務経験と外交、国際政治の理論を突き合わせる作業を行ってきた。以下、EU理解の一助につながればと幸い。

2. 欧州で成立した国際政治

(1) 1648年ウエストファリア体制から1914年第一次世界大戦まで

：「国益」に動機付けられた「権力」の行使

- 第一次大戦までの国際政治の動因は、主権国家が、自らの「国益」に動機づけられた「権力」の行使であり、主権国家間の「支配と共存」の関係維持の手段としての「戦争」は合法的手段として肯定。

(2) 「普遍的価値」の国際秩序原理への採用（第一次大戦後試みられたが結局失敗）

- 国際政治の3動因の一つは、「価値」であるが、国際政治史上、「普遍的価値」が秩序原理として採用されたのは、米独立宣言(1776年)と仏革命(1789年)
- 「自由かつ平等な個人」という理念の誕生は、個人の自由の尊重と対等な個人が両立しうる政治制度（秩序原理）として、立憲民主主義を誕生させた（名誉革命後の英国、合衆国）
- しかし、地球規模の普遍的原理となるのは、第二次大戦の終了を待たねばならなかった。

(3) ヴェルサイユ体制の蹉跌：帝国主義の規制・戦争違法化の試みの失敗

- 第一次世界大戦の悲惨さに直面し「戦争」の違法化、少なくとも、主権国家による戦争を集団安全保障体制で防止せんとする人類初めての試みが、米ウィルソン大統領が主導した「国際連盟」。しかし、結局欧米日列強による「帝国主義」を規制することなく第二次世界大戦に突入した。

3. 戦後国際秩序原理の構築（「国益」と「普遍的価値」に動機づけられた「力」の行使の時代の始まり）

（1）国際連合の創設（1945年）

● 20世紀の2度の世界大戦という膨大な犠牲を経て、人類は、「戦争の違法化」（平和価値の追求）、「非植民地主義」（帝国主義の終焉）、「人権価値の普遍化」を掲げた国連を創設（1945年）

（2）世界人権宣言の採択（1948年）

● 国連は、1948年、自由、民主主義、人権（個人の尊厳と人権における平等）という国家が順守すべき「普遍的価値」を世界人権宣言として採択。

→社会権規約（国際人権A規約）、自由権規約（国際人権B規約）として国際法化（1976年発効）

（3）国連が掲げた理念と現実の乖離

●しかし、米ソ冷戦、及び、冷戦終結後の現実世界は、「戦争の違法化」という理想を現実のものにできていない。冷静に戦後世界の歴史の現実を眺めるなら、戦後の「相対的平和」をもたらしたのは、「自由主義世界」対「共産主義世界」の間の集団安全保障体制（米ソ冷戦下でのNATO対ワルシャワ条約機構間の戦争抑止体制）

● 最大の理由は、「支配の正統性」を巡る対立が続いていること。国民主権を支配の正統性とする「リベラル・デモクラシー」は、世界の2/3以上の国家が受け入れている一方で、「権威主義」（共産党独裁主義、首長制）を支配の正統性とする国家が複数存在していること。この「価値」を巡る争いは、21世紀最大の課題の一つ。

4. 欧州連合(EU) 誕生の淵源

(1) 米・欧連合国にとっての戦後欧州の安全保障問題の本質

●**第一は、ソ連の脅威への対処**(東欧諸国をソ連勢力圏に組み入れたソ連共産主義との冷戦への対処)
(「力」対「力」の対立であると同時に「自由・民主主義」対「共産主義イデオロギー」という「価値」を巡る戦い)

●**第二は、独の軍国主義化脅威への対処**(2度と欧州の安全保障の脅威にならないシステムの構築)
→ 独仏和解を前提とした、欧州統合プロセスの開始

(2) ソ連共産主義の脅威への対処

●1948年3月、英、仏、白、蘭、ルクセンブルクなど西欧5カ国は、ブリュッセル条約(西欧同盟条約)を締結し、西欧同盟を結成

●1949年4月4日、NATO(北大西洋条約機構)創設

・西独がNATO加盟を認められたのは1955年5月。米、英、仏、西独が締結した**パリ協定**に基づき、1955年5月5日西独が再軍備を認められ、翌日加盟。

・ソ連は強く反発、1955年5月14日、NATOに対抗するワルシャワ条約機構を創設

→**東西冷戦の激化**

5. 欧州統合の開始と深化：「超国家的実在」への挑戦

● 以上の安保認識を前提として、西ヨーロッパ諸国は、欧州自身が自ら自立的に取り組む課題として、「武力行使のあり得ない秩序の定着」即ち、「欧州政治経済統合」という人類史上例のない取り組みを開始する。

(1) 統合プロセスの第一段階：石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設

● 1950年5月9日 仏シュマン外相、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の創設提唱

- ・ 仏と独の石炭および鉄鋼の生産をすべて共通の最高機関の管理下に置くことを提案(石炭と鉄鉱生産に限ってのことであるが、それを主権国家を超えた「権威」(国際機関)に管理させる、という意味で、欧州統合の第一歩と評価)
- ・ **核心は、永続的な独仏和解、ECSCはそのための仕組み**

● 1951年4月18日 西独、仏、伊、ベネルクス3国の6カ国、ECSC設立条約（パリ条約）署名

● 1955年6月1-2日 ECSC 外相会議「 Messina宣言」採択

欧州経済共同体(EEC) および欧州原子力共同体(EAEC = Euratom)創設決定

(2) 統合プロセスの第二段階：欧州統合に向けた「ローマ条約」締結

●1957年3月25日 EEC 設立条約(第1ローマ条約)及び EAEC 設立条約(第2ローマ条約)署名。

署名国はECSC加盟6カ国(西独・仏・伊・ベネクス3国)

- ・ EECとは、加盟6か国が1958年に結成した地域的経済統合のための機関。
- ・ 域外共通関税の設定(関税自主権を加盟国がEECに委譲した、という意味で、「超主権国家」的統合プロセスの開始を画す)
- ・ 域内関税の撤廃 (モノの自由移動)・労働・サービス・資本の自由移動。
(域内単一市場創設のビジョン設定)
- ・ ローマ条約前文：「・・・平和と自由を維持し、強化するためにその資源を結集し、その理想を共有するヨーロッパの他の諸国民にその努力への参加呼びかけを決意」

(3) 統合プロセスの第三段階：EEC(欧州経済共同体)による関税同盟の完成

●1968年7月1日 関税同盟(customs union:対外共通関税創設) の完成

→世界最大の貿易圏が誕生

- ・ EEC関税同盟とはEEC加盟6カ国の領域を単一の関税地域として、域内の貿易につき関税その他一切の制限を廃止し(域内工業製品関税を全廃)、域外の関税領域に対しては同一の関税その他の貿易規制を適用することを目的とする同盟

- ・ 欧州共同体加盟国域内には、もはや域内国境は存在せず、域内域外の「財」が自由に流通する巨大な「単一市場」が形成されたことを意味。

- ・ 2021年のEUの貿易総額：13.1兆ドル (29.6%)

(注：EU域内貿易総額 8.0兆ドル、18.1%を含む)

米国：4.6兆ドル(10.4%)、中国：6.0兆ドル(13.6%)、日本：1.5兆ドル(3.4%)

(本データの出典：IMF, Direction of Trade Statistics, December 2, 2022)

(4) 統合プロセスの第四段階：単一欧州議定書の合意(1987年発効)

●1957年のローマ条約を大規模に修正し、単一欧州市場(モノ、ヒト、サービス、資本の域内自由移動)の完成にコミットすると共に単一市場成立の目標期限を1992年と明定。

● 1985年、西独、仏、白、蘭、ルクセンブルクの5カ国が「人の移動の自由」の実現に向けて、域内国境を段階的に撤廃することに合意(「シェンゲン協定 (The Schengen Agreement))

(5) 統合プロセスの第五段階：欧州連合(European Union)の創設

●1992年2月欧州連合(European Union)を創設するマーストリヒト条約に署名(93年11月発効)

- ・ 欧州連合の創設：「経済通貨同盟」の創設にコミット＝「関税同盟」、
「域内単一市場(モノ、ヒト、サービス、資本の自由移動)」及び「単一/共通通貨ユーロ」の創設

●単一/共通通貨「ユーロ」の誕生(1999年1月導入)

- ・ 金融政策(ユーロ発行権限、政策金利決定権限等)は欧州中央銀行の排他的権限
- ・ 加盟国は、自国通貨発行権限(主権国家の主権の一部)をECBに委譲
(ユーロ圏参加加盟国は、2023年3月現在、独、仏、伊ほか19か国)

(6) 欧州連合の更なる統合深化 (2007年リスボン条約署名(09年発効)→現在に至る

【価値の共同体】

- 「普遍的価値の共同体」：欧州連合は、人間の尊厳の尊重、自由、民主主義、平等、法の支配および少数民族に属する者の権利を含む人権の尊重という価値観に立脚する (第2条)
- 「平和価値の共同体」：欧州連合は、「平和」及び「欧州連合の価値」及び「欧州連合人民の幸福」を促進することを目的とする (第3条)。

(注) 「普遍的価値」と「平和価値」を区別していることは重要な意味あり。

第2条と第3条が衝突する場合ありえ (例えばロシアのウクライナ侵略)、その際、「正義価値」の回復と「平和価値」の回復は、EUにとって極めて困難な課題を突き付ける。

EUは、「Community of shared interests」以上の実在＝「Community of shared destiny」

→ リスボン条約第42条7項は、「EU加盟国が自国領土において武力侵略の被害を受けた場合、他の加盟国はあらゆる手段を尽くして支援を提供する義務を負う」と規定。この条項は2015年、パリでのテロ攻撃を受けてフランスが初めて発動し、その後サイバー攻撃などのシナリオにおける実施と解釈を探るための演習の対象となってきた。

6. 欧州連合(EU) の本質とは何か？

(1) ヤーヌス的実在としてのEU

● EUは、「超国家的存在」であると共に、「政府間的な存在」であり、世界に例を見ない唯一無二の存在である。

(2) 「超国家的実体」 (supranational entity) としてのEU

● 「主権国家」を超えた実在は、どこまで発展できるのか？

(i) 統治機構の観点から；

- EU執行機関（EU法（規則、指令、決定等）の排他的提出権限を有する）としての欧州委員会
- EU議会（EU予算及びEU法の共同意思決定機関としての地位）
EU予算額は、27加盟国のGDP全体の1%程度、€1,074.3 billion for the 2021–2027 period
→年間1,534億ユーロ(22兆2400億円)
- 意思決定の方法は、全会一致、単純多数決、特定多数決（加盟国の55%以上、域内人口の65%以上の賛成が必要）と3種類ある。全会一致原則の例外(加盟国拒否権の否定)が規定されていること自体、超国家的実体の証左。

(ii) **国際法的観点**から；

・E U基本条約（2009年発効のリスボン条約47条）において、E Uは、独自の国際法人格を付与されている（国際条約 交渉 及び 締結、国際機関への加盟、国際条約への参加）。

- ① WTOにおいては、E Uは、W T O設立当初（1995年1月1日）、他の加盟国と同様に、正規の WTOメンバーとして参画
- ② 国連では、「拡充されたオブザーバー」の地位（討議において、主要グループ代表の一員としての発言権、総会決議案提出権限、北朝鮮人権状況決議は常に共同提案国の実績有）
- ③ G 7， G 8、G 2 0 に、E Uを代表して参加（加盟27か国の合議体である欧州理事会の議長（いわゆる“EU大統領”及びE Uの執行機関の長である欧州委員会委員長の2人が参加）

(3) 「主権国家の合議体」としてのE U

● 加盟国首脳から構成される「欧州理事会」が最高意思決定機関であり、欧州委員会が提案するE U法案及び域外国との国際約束締結は、全加盟国の合意を経た上で、欧州議会の同意を得て、成立する仕組み（加盟国のvetoが可能）

● 結論として、E Uの統治機構は、欧州理事会（主権国家である加盟国の合議体）、欧州委員会（超国家的実体）、欧州議会（超国家的実体）の3者によって構成・運営されている。

（E U ソード：域外国の駐EU代表部大使が、信任状2通の提出を求められるのは、以上のヤーヌスの実体ゆえのこと）

(4) 統治機構としてのEU主要機関の権限

- EUの統治機構は、欧州理事会（主権国家である加盟国の合議体）、欧州委員会（超国家的実体）、欧州議会（超国家的実体）の3者によって構成・運営
- 最高意思決定機関は、加盟国首脳から構成される「欧州理事会」
 - ・ 欧州委員会が提案するEU法案及び域外国との国際約束締結は、全加盟国の合意を経た上で、欧州議会の同意を得て、成立する仕組み（加盟国のvetoが可能）
- 欧州委員会は、EUの「行政府」：EU執行機関として、EU法(規則、指令、決定等)の排他的提出権限を有する。
- EU議会（EU予算及びEU法の共同意思決定機関としての地位）
 - （注） EU予算額は、27加盟国のGDP全体の1%程度、€1,074.3 billion for the 2021–2027 period⇒年間1,534億ユーロ(22兆2400億円)
- 欧州理事会(加盟国首脳会議)の常任議長と欧州委員会委員長（EUの執行機関の長）の二人が「EU最高首脳」として国連,G7,G20等の場に出席する

欧州連合(EU)体制

加盟国政府の代表
(inter-governmental)



メツツォラ欧州議会議長
(マルタ欧州議会議員、EPP)
2024年7月16日再任。任期は2027
年1月まで(2年半)。

欧州理事会
<首脳級>

(職員数:約3,500人)

首脳レベルの最高協議機関

- 一般的な政治的方針、優先順位を決定
- 欧州委員長の提案権
- EU理事会の編成について決定
- 欧州議会の構成に関する決定 等

<共同決定機関>



コスタ欧州理事会議長
(元ポルトガル首相、S&D)
2024年12月1日就任、任期2年半
任期は2027年5月31日まで。
ユーロ圏首脳会議議長も兼任

欧州市民の代表
(trans-national)

欧州議会
(議席数:720)

(職員数:約7,500人)



フォン・デア・ライエン欧州委員会委員
長
(元独国防大臣、EPP)
2024年12月1日再任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。

EU理事会
<閣僚級>

法案・予算・条約の承認権

②意見の表明

③承認又は立場の伝達
(必要な場合には調停。
但し、最終的に欧州議会の
同意が必要)

各加盟国からの閣僚レベルの代表で構成。
外務理事会、経済金融理事会など。

欧州対外活動庁
<EU版「外務省」>

(職員数:5,200人)



カッラス外務・安全保障政策上級代表
(エストニア元首相、Renew)
2024年12月1日就任、任期5年
任期は2029年10月31日まで。

欧州連合全体の利益の代表
(supra-national interests)

①提案

(職員数:約32,000人)

③承認
指示

①提案

欧州委員会

<執行機関> 欧州委員:27名

閣僚に相当する欧州委員が計27名(委員長、上級代表を含む)。
2024年11月27日に欧州議会の同意付与手続きを経て、202
4年12月1日就任。任期は2029年10月31日まで。

欧州中央銀行



ラガルドECB総裁
(元IMF専務理事、仏出身)
2019年11月1日就任、任期8年。

7. 日EU関係の飛躍的发展（**声を大にして、日本人同胞に伝えたい事実**）

(1) 首脳間の強い信頼関係と首脳外交

- ・ 安倍総理とトウスク議長・ユンカー委員長という日EU双方のトップ同士強い信頼関係
- ・ 総理・トウスク議長会談は11回、総理・ユンカー委員長会談は14回
- ・ 5年間安倍総理は、ブリュッセルを6回訪問、トウスク議長とユンカー委員長は、4回訪日。

（注）小職のブリュッセル在勤中の4年間、安倍総理は、5回ブリュッセルを訪問。

(2) 日EU関係の飛躍的发展を裏付ける5つの成果

第一の成果：日EU経済連携協定（EPA）の締結と発効（2019年2月1日発効）。

自由で、開かれた、公正なルールに基づく経済圏（世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割）の創設、同時に、ルールに基づいた多国間の自由貿易体制を維持・強化の意図を宣言した意義大

第二の成果は、日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）の締結と発効（2019年2月1日暫定発効、25年1月1日全面発効）。日本とEUが、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーであることを国際約束の形で表明。

第三の成果は、日EU間の相互の円滑な個人データの越境移転の枠組みの発効（2019年1月23日）。EPAの発効により出現した世界最大級の自由貿易圏内において、日本とEUの企業が安全かつ円滑で、自由なデータ移転の便益を享受。

→2024年7月1日発効：EPA協定の改定（情報の電子的手段による国境を越える移転に関する規定の追加及び双方が個人情報保護の法的枠組みを採用又は維持すること等に関する規定の追加）

第四の成果は、日本食品等の放射性物質に関するEU側輸入規制の緩和・撤廃。福島原発事故発生以来、日本政府は、日本食品等の残存放射性物質に関する科学的データをEU側に提供、客観的、科学的知見に基づいた輸入規制の緩和・撤廃を要請、その結果、2021年10月10日の時点で、放射性物質検査証明が求められる日本食品は野生のキノコ類、一部の山菜等にごく限られ、大幅に改善。

→2023年8月3日に完全に撤廃

（注）2025年10月現在、中国政府は、依然として、原発事故以降続けられている福島や宮城、東京など10都県の食品を対象にした輸入停止措置は、水産物も含め継続

第五の成果は、安倍総理が2019年9月27日、ブリュッセルを訪問、欧州委員会主催の「欧州連結性フォーラム」において基調演説を行い、その際、両首脳が「持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日EUパートナーシップ」と題する共同文書に署名。開発途上国世界における開発努力に対する支援のありかたとして、「持続可能性」、「質の高いインフラ」及び「対等な競争条件がもたらす利益」という基本原則を明確に打ち出す。中国の「一帯一路」に対する日EUの「回答」の意味あり。

● 欧州委員会が2019年3月に公表した対中戦略文書では、中国を分野に応じて「協力相手」、「交渉相手」、「経済的競争相手」であると同時に、異なる統治モデルを追求する「体制上のライバル (systemic rival)」と位置づける。

➡ 日本の「戦略的互惠関係」に近似

(mutually beneficial bilateral relationship based on strategic interests)

● 対中脅威認識の高まりが顕著。よりバランスが取れた 経済関係、互恵的な条件を求めていく姿勢を表明した上で、全ての加盟国が、対中関係においてEU法及び政策に一致した行動を取る責任を指摘。

8. 欧州市民は、EUの現状をどう評価しているのか？（2025年春季世論調査結果）

（注）ユーロバロメーターは、1974年以降、欧州委員会およびその他のEU機関に代わって原則、春季と秋季の年2回定期的に実施。27加盟国において、各国毎1000人にインタビュー方式で実施。

（1）EUに対する信頼度

EU市民の52%が欧州委員会を信頼：2007年以降で最高

EU市民の43%はEUに対して好意的なイメージを持つ。38%は中立的、18%は否定的なイメージ。

EU市民の62%はEUの将来に楽観的。

（2）EUの防衛と安全保障

EU市民の78%が今後5年間のEUの防衛と安全保障に懸念。

EU市民の81%がEU加盟国間の共通防衛・安全保障政策を支持、これは2004年以降で最高の数字。

（3）共通通貨ユーロに対する支持の度合

EU市民の74%がユーロを支持、過去21年で最高水準

ユーロ圏のEU市民の83%が単一通貨ユーロを支持、これは過去最高の支持率。

（4）ウクライナ支援

EU市民の80%が、露によるウクライナ侵略戦争から逃れる人々をEUに受け入れることに賛成。

EU市民の76%が対「ウ」財政的・人道的支援提供に賛成。

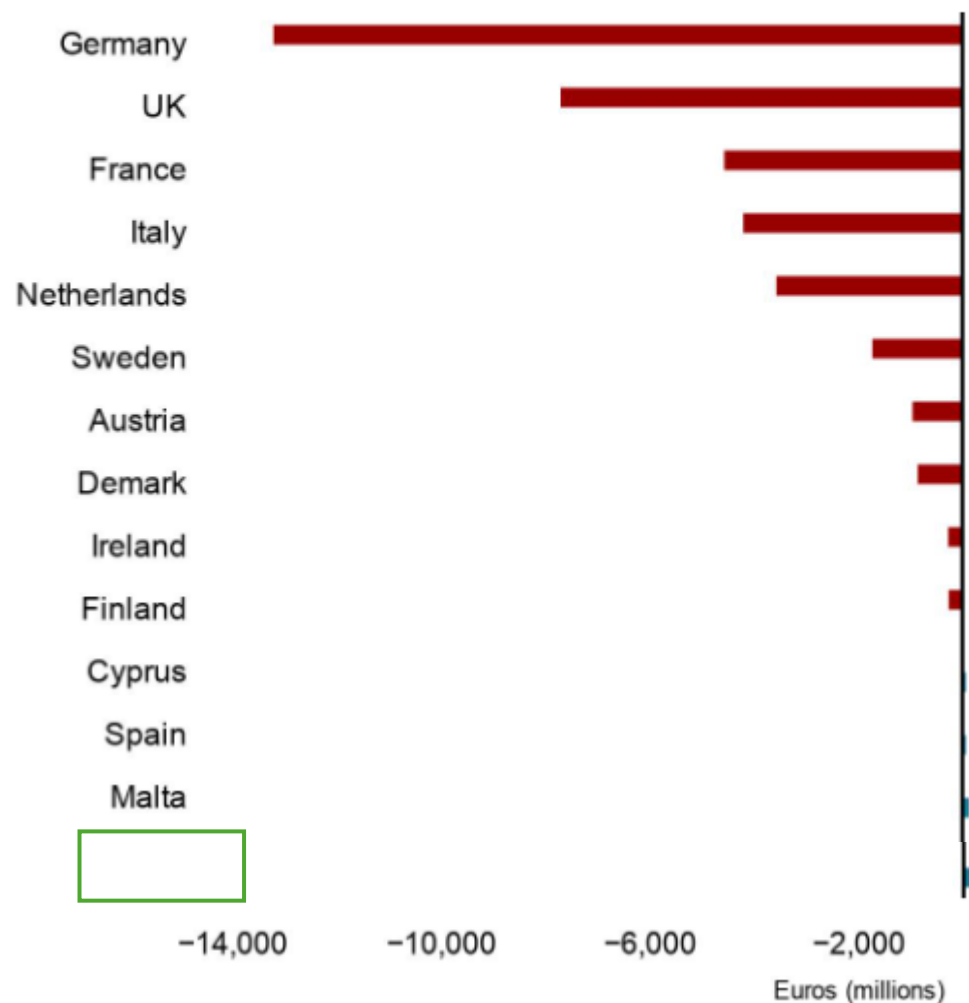
EU市民の72%が対露経済制裁を支持、

EU市民の60%がEUによるウクライナの加盟候補国地位付与を承認

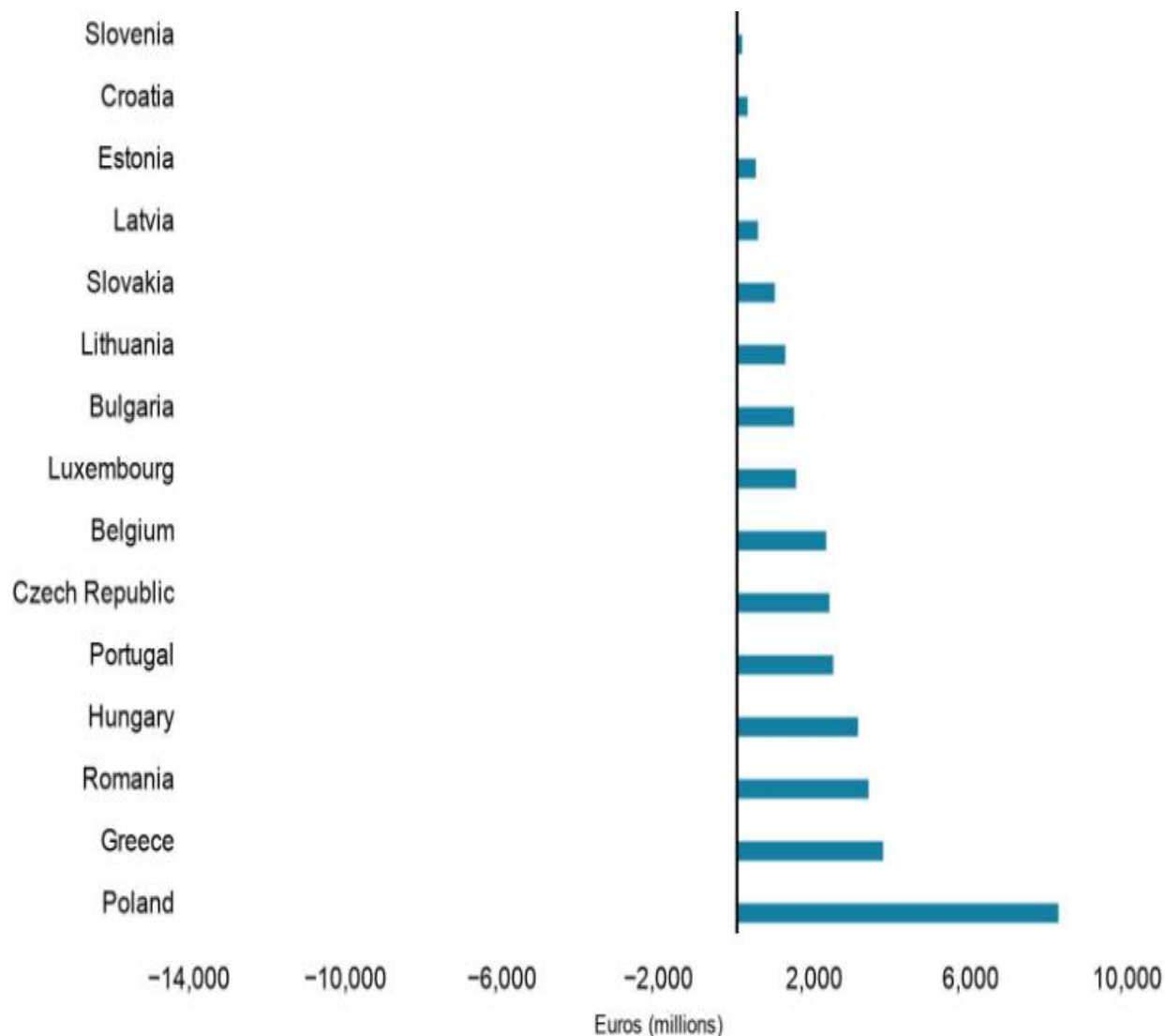
EU市民の59%がEUによるウクライナへの軍事装備購入・供給資金提供に賛成。

EU budget 2017: Net contributions/receipts

■ Net contributor
■ Net recipient



富裕国からの所得移転：EUレベルの底上げ



(出典： <https://www.bbc.com/news/uk-politics-48256318>、BBCの2019年5月28日付)

《一人当たり名目GDPの国際比較：EU及び日本の立ち位置の変化》

(単位：米ドル, 小数点以下切り捨て)

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2022
1位国	39,842 (スウ)	50,705 (ルクセンブルグ)	48,984 (同左)	81,728 (同左)	112,049 (同左)	106,710 (同左)	127,579 (同左)
EU平均	16,735	19,296	23,980	29,121	33,369	38,491	53,201
日本	25,895	44,210	39,172	37,819	45,135	35,005	33,821
順位	(8位)	(3位)	(2位)	(16位)	(18位)	(27位)	(30位)
日本/1位国	64%	87%	79%	46%	40%	32%	26%
中国	346 (137位)	603 (139位)	951 (127位)	1,751 (122位)	4,499 (101位)	8,034 (75位)	12,813 (66位)

(出典：IMF World Economic Outlook Databases; current GDP per capita)

8. 結語：実務家の立場から

(1) 国連システムは、主権国家平等原則を前提とし、「主権国家」の国際政治における主要アクターとしての地位は揺らいではない。

主権国家が外交政策を立案・実行する際の基本的動因は、3点に集約される。

- ① 「力」の行使（軍事力、経済力、人口、領土を総合したものとして）
- ② 「国益」の追求（国家が追求・最大化すべき「利益」としての、国民・国家の安全と繁栄）
- ③ 「価値」の実現（自由、民主主義、人権、法の支配という「普遍的価値」）

①＋②：リアリズムの立場（主権国家の行動は、「国益」追求に動機づけられた「権力」の行使というもの）

（注）サッチャー首相のブルージュ演説“ But let us never forget that our way of life, our vision and all we hope to achieve, is secured not by the rightness of our cause but by the strength of our defense.

①＋②＋③：規範的リアリズムの立場（主権国家の行動の動機づけには、「価値」実現の要素も含まれる）

(2)しかし、2025年の今、国際社会は、3重の危機に直面

第一は、国連が戦後築き上げてきた安全保障秩序崩壊の危機（プーチン露大統領が開始したウクライナ侵略戦争、ハマスによる対イスラエル・テロを受けたイスラエルによるハマス殲滅・ガザ破壊、根底にあるイスラエルによる「二国家解決拒否」）

第二は、国連を中心に戦後築き上げてきた「無差別・自由・開放的」市場経済体制の危機：グローバル化後退の危機（対中サプライチェーンの安全保障確保、トランプ2.0のMAGA戦略：不法移民の取り締まり強化、反移民感情の高まり）

第三は、米国主導の平和構造（ハックス・アメリカ）の崩壊（「普遍的価値」ではなく「米国の利益」を最優先にする安保戦略への変更；世界の警察官の役割の放棄は、ハマ、バグダッド、トランプと引き継ぐ）

→これら3重の危機は、**偏狭なナショナリズムが要求する「国益」に動機づけられた「力」の行使**

(3) トランプ大統領のMake America Great Againを貫く「思想」をどう理解すべきか？

(トランプ 支持者の公約数的見方)

- ① 米の同盟国（NATO諸国及び日本）は「ただ乗り」をしているとの認識、それは、第二次大戦後、米国が長い間、欧州を始めとする国々に対して、あまりにも長い間、「寛大」（安全保障）かつ「開放的」（米国市場開放）にすぎたとのトランプの確信である。
- ② 第二次世界大戦以来支配的であり、特に民主党政権が主導して来た自由主義的・国際主義的アプローチは、ゼロサムゲームの競争の激しい世界では弱く愚かなものである、米国は自身の国益を後回しにして、余りにも寛大な国際公共財（同盟国への安全保障・人道開発援助、更には、移民と財に開かれた米国市場）を提供してきたとの思い③その解決策は、「力」に基づいた、より積極的で保護主義的な貿易政策（高関税賦課）であるというもの。

(参考) フランシス・フクヤマの見解

“Trump was not acting out of any sense of American national interest. His motives were completely self-centered.”

“Everything for Trump is based on a calculation of personal rather than national interest.”

“It is very hard to see any consistent strategy or policy design behind any of these actions, except for Trump’s perceived personal advantage.”

(The Japan News, September 26, 2025 By Francis Fukuyama / Special to The Yomiuri Shimbun)

(4) 如何に対処すべきか？

- 「価値」を顧慮しないトランプ大統領と対峙する上で唯一オペレーショナルな手段は、双方の米国の要求を、**現状からの「リバランシング」の要求**と受けとめること。

戦後80年間におよび米国がその構築と維持に最大の貢献をなした国際秩序維持のコストは、余りにも米国にとって不公平なものであり、これまでの「関係」は、「公平」の観点から「リバランス」すべきである、という主張に一定程度配慮する必要がある。

- トランプ大統領との取引において重要なことは、「何がフェアなディール」かの議論を突き詰めること、そこに交渉妥結の鍵がある。

- 「規範的リアリズム」外交こそが、今後日本が進むべき道ではないかと思う。

第一に、「国益」と「普遍的価値」に動機づけられた「力」（ハード／ソフト・パワー）の行使である。古くなるが1958年版『外交青書』には、次のように記されている。

「日本の国是は、自由と正義に基づく平和の確立と維持にあり、この国是に則って平和外交を推進し、国際正義を実現し、国際社会におけるデモクラシーを確立することが、わが外交の根本精神である」。

→1858年当時は、「意図表明」、2025年の今、日本には、実行する「力」をもつ

第二に、「普遍的価値」を共有する日本とEUは、ソフト・パワー大国であるという点で共通しており、強力なパートナー足りうる。

- ウラ付戦争、イスラエルによる仮借なきガザ侵略・攻撃、トランプ 2.0に翻弄される世界、これらすべてに我々は苦悩し続ける。

それでも、小職は、ラインホルト・ニーバー（小職の尊敬する規範的リアリスト）の以下の言葉を想起して己を奮い立たせている。

“ Man’s capacity for justice makes democracy possible but man’s inclination to injustice makes democracy necessary.”

《参考文献・動画》

1. 講演：“Challenges Confronting the UN: Democracy, Nationalism and Secularism”
(<https://www.culturaldiplomacy.org/index.php?video-uncdc-2012>)
(於：NY国連本部、2012年2月22日)
2. 講演：“Challenges in Asia and the World: Democracy, Nationalism and Secularism”
(<https://asiancenturyinstitute.com/international/158-challenges-in-asia-and-the-world-democracy-nationalism-and-secularism>)
(於：南カリフォルニア日米協会、2012年11月29日)
3. 講演：“Means and Objectives of Foreign Policy: Japan’s case story-since the end of WWII, the trajectory from a pacifist nation to a normal nation”
(於：City College of New York、2013年2月26日)
(https://www.un.emb-japan.go.jp/events/022613_lecture.html)
4. 講演：「国連と日本外交」(於：日本記者クラブ、2013年4月11日)
(<https://www.jnpc.or.jp/archive/conferences/25641/report>)
5. 講演：“Challenges confronting a free and democratic world in 2017”
(於：ベルギーのKU Leuven大学、2017年3月2日)
(https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000113.html)

6. 講演： “Practitioner’s view on the development of theories and practices of international relations in Europe and East Asia”

(於：ベルギーのAntwerp大学、2017年4月26日)

(https://www.eu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000129.html)

7. 講演： From “One-nation Pacifism” to “Proactive Contribution to Peace” -Japan’s post-war journey since 1945 - (一国平和主義から積極的平和主義へ—1945年以降の戦後日本の安全保障政策の軌跡)」 (於：リガ法科大学院、2017年12月4日)

(chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/000)

8. 記者会見：「英国のEU離脱と最新のEU情勢」 2020年11月26日掲載：児玉和夫フォーリン・プレスセンター (FPCJ) 理事長 (<https://www.youtube.com/watch?v=GZvRT0de0A4>)

9. 「欧州座談会「英国のEU離脱と欧州の行方：『戦略的自立』に向けて」FPCJ理事長／
前EU日本政府代表部特命全権大使 児玉和夫（特集「欧州政治」のリアル 残された課題と日欧関係の行方（2021年6月 所収論文）
(chromeextension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.jfir.or.jp/wp/wpcontent/themes/JFIR_2021/pdf/210628wr4.pdf)
10. 寄稿論文「EUを語らずして欧州を語ることなかれ！」（児玉和夫 世界平和研究No.232
2022年冬季号所収）
11. 「日本とEU」：“日EU関係の最近の進展と困難な時代における共同リーダーシップ”（FPCJブリーフィング: パケ欧州連合駐日特命全権大使・児玉和夫 FPCJ理事長・前欧州連合日本政府代表部 特命全権大使）（2023年7月19日掲載：<https://www.youtube.com/watch?v=ATDF0ZI2K9c>）
12. 「世界に例をみない超国家」、元大使が読み解くEU外交の重要性(2023年7月20日付朝日新聞
牧野愛博)
(<https://www.asahi.com/articles/ASR7M3635R7LUHBI00P.html>)

13. 私の外交論：E U大使の経験などを踏まえて（児玉和夫 × 山越厚志）

（2023年8月5日掲載 <https://www.youtube.com/watch?v=Y62U12eLmNs>）

14. 最新OECD論「世界の共通課題に立ち向かう戦略的価値とは」（児玉和夫 元OECD代表部大使）
（「外交」Vol. 85, 2024 May-June（都市出版））

15. 「欧州情勢の行方 — 英国のEU離脱、ロシアのウクライナ侵攻を乗り越えてEUはどこへ向かうのか？ —」
（平和政策研究所出版：「政策オピニオンNo.307」2024年12月15日掲載）

（著者：児玉 和夫 元EU日本政府代表部大使、広島大学客員教授）

（https://ippjapan.org/pdf/Opinion307_KKodama.pdf）